

議第27号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

令和3年2月17日提出

京都市長 門川 大作

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の廃止)

第1条 京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例は、廃止する。

(京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部改正)

第2条 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 自主回収に係る報告(第15条・第16条)」を削り、「第17条」を「第15条」に、「第18条～第22条」を「第16条～第20条」に、「第23条」を「第21条」に改める。

第2章第3節を削る。

第3章中第17条を第15条とする。

第18条中「及び京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」を削り、「重要事項」の右に「及び食品衛生法施行規則別表第17第1号口(3)に規定する都道府県知事等が適正と認める講習会の選定」を加え、第4章中同条を第16条とする。

第19条を第17条とし、第20条から第22条までを2条ずつ繰り上げ、第5章中第23条を第21条とする。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

提案理由

食品衛生法の一部改正に伴い、京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例を廃止するとともに、同法及び食品表示法の一部改正に伴い、京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の規定を整備する必要があるので提案する。